平成 24 年度国立劇場おきなわ大劇場
床機構インバーター・制御電源装置更新工事

独立行政法人日本芸術文化振興会

仕　様　書

件　　名

平成 24 年度国立劇場おきなわ大劇場床機構インバーター・制御電源装置更新工事

目　　的

国立劇場おきなわ大劇場の舞台で現在使用している床機構駆動用インバーター（以下「ＩＮＶ」という。）は平成 20 年に生産が終了し、保守のためのサービス品の供給も平成 22 年に終了している。ＩＮＶが故障した場合、部品供給や修理などの対応ができない状況である。今回ＩＮＶの更新工事により、本来の機能・性能を保ち、円滑な舞台転換や出演者、舞台関係者等の安全を確保する。

作業の概要

国立劇場おきなわ大劇場床機構制御盤 2 内の既設ＩＮＶを後継機種に更新し、再配線を行うと共に、後継機種のシステム調整等を行う。

工事位置

沖縄県浦添市勢理客４丁目１４番１号

国立劇場おきなわ大劇場

着工期日

契約日より

完成期限

平成 25 年 3 月 1 日（金）

請負代金の支払

この工事の請負代金は、独立行政法人日本芸術文化振興会新国立劇場・おきなわ部管理課（以下「振興会」という。）と公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団舞台技術課（以下「舞台技術課」という。）による検査後、請求書類が届いた日から４０日以内に総務企画部経理課より１回で支払うものとする。

一般事項

(1)総　　則

この工事の請負者は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成 13 年文部科学省訓令第 22 号）別記第 1 号の工事請負契約基準、仕様書、図面及び文部科学省工事標準仕様書及び工事記録写真撮影要領に基づき施行する。

(2)発生材の処理

この工事で発生した廃材は、請負者の責任において関係諸法令に従い、適切な方法により構外において処分すること。また適切に処分したことを証明する書類（廃棄請負業者が発行する廃棄証明書等）を提出すること。

(3)保証期間

保証期間は完成後１年間とする。その間に、今回納品した物品に障害が発生した場合は請負者の責任において速やかに代替品を納入すること。この期間を無償保証期間とし、請負者の物品納入に起因する瑕疵により発生した障害の補填に要する一切の経費は請負者の負担とする。またそれに起因して大劇場床機構に支障が生じた場合は、請負者の責任において翌舞台使用日までに使用に耐えるように速やかに修理し復旧させるものとする。なお、復旧に要する一切の経費は請負者の負担とする。但し、使用者たる舞台技術課もしくは振興会と請負契約を締結している業者の責任が明白な場合はこの限りではない。

(4)検収

工期中は、劇場施設の利用状況及び実施予定工事の作業状況等を勘案する必要があるため、事前に舞台技術課と協議し、その指示に従うこと。検収は振興会担当者及び舞台技術課担当者の立会のもと検査及び動作確認を行い、合格と認めた場合に工事が完了したものとする。

(5)その他

・納入する物品は終日の連続運用使用が可能な精度を持つ、耐久性及び安全性のあるものであること。
・この物品の搬入、据付、配線、接続、試験調整、撤去（廃棄処分費含む）等の費用は請負者の負担とする。
・電源設備は舞台技術課の指示する電源盤及びコンセントから引き込むこと。
・工具等の搬入・移動・搬出等においては、劇場施設への破損、汚れに注意し、搬入経路及び制御盤とその周辺には、必要な養生を施すこと。また劇場内の物件等を汚損若しくは破損したときは、速やかに舞台技術課と協議の上、原状に復すること。
・本仕様書に記載がなく、不明な点については振興会及び舞台技術課の担当者の指示に従うこと。

注意事項

(1)納品

・納入する機器の取扱説明書（日本語のもの）を３セット提供すること。
・納入は搬入、据付、配線、調整をもって完了する。
・納品は国立劇場おきなわ大劇場操作盤に行い、振興会及び舞台技術課の検収をもって完了とする。

・納品日時は、劇場施設の利用状況及び実施予定工事の作業状況等を勘案する必要があるため、事前に舞台技術課と協議する。
・搬入出口、搬入経路等については、事前に舞台技術課と協議すること。搬入出における経費は、請負者の負担とする。作業員車両の駐車についても同様とする。

(2)その他
・以上は概要を示したものであり、詳細およびその他不明点については舞台技術課が指示または定めた諸事項について請負者は従うものとする。

(3)既設撤去物の処理については、以下のことを留意するものとする。
・撤去物の取り外しの際、既存の設備を傷つけないように充分注意して作業を行うこと
・撤去物は場外に搬出されるまでの間、指示する場所に整然と並べること。
・調達に伴い発生する既存設備の不要部分については、請負者によって適正な方法により構外において処分すること。又適切に処分したことを証明する書類（廃棄請負業者が発行する廃棄証明書等）を提出すること。

特記仕様

1.国立劇場おきなわ大劇場床機構ＩＮＶ性能及び機能

ＩＮＶは直流電力から交流電力を電気的に生成する電源回路、またはその回路を持つ電力変換装置である。床機構制御盤２においては、小迫りや大迫り及び落下防止ネットの加変速制御を行う等重要な役割を果たす。

今回納品するＩＮＶの性能及び機能は以下の条件を満たすものとする。

東芝製ＧＶＦＡＳ１と同等品

適用モーター出力（kW）	3.7 / 11 / 30
出力容量（kVA）	6.7 / 21 / 46
出力電流（A）	17.5 / 54 / 120
出力電圧	三相 200V～240V（最大出力電圧は入力電源電圧と同じ）
過負荷電流定格	150％－1 分間、165％－2 秒
発電制動回路	内蔵
電圧・周波数	三相 200～240V－50/60Hz
許容変動	電圧＋10％－15％、周波数±5％
保護構造	IP20
冷却構造	強制風冷
冷却ファン騒音（dBA）	55 / 60 / 64

なお、既設ＩＮＶ「ＶＦ－Ａ７」用のパラメーターをＧＶＦＡＳ１用に最適化して、既設ＩＮＶ「ＶＦ－Ａ７」とプログラム互換のインバーターで既設パラメーターの資産を継承できるものとする。

2.機器構成等

1 の性能及び機能を満たす機器は以下の仕様に示す製造者の製品又はこれと同等品とするが、既設の機器との接続が可能な物とし短期間で更新を完了させるため、事前に工場等にてパラメーターをセットしたものを納品すること。機器構成は以下の通りとする。

(1) インバーター（東芝製ＧＶＦＡＳ１―２１１０ＰＭ－Ｋまたは同等品）1 台
小迫りを運転制御するインバーター

(2) インバーター（東芝製ＧＶＦＡＳ１－２３００ＰＭ－Ｋまたは同等品）1 台
大迫りを運転制御するインバーター

(3) インバーター（東芝製ＧＶＦＡＳ１－２０３７ＰＬ－Ｋまたは同等品）2 台

大迫り用落下防止ネットを運転制御するインバーター

(4) 制御電源オプションユニット（東芝製ＣＰＳ００２Ｚまたは同等品）4 台
主回路を遮断したときに制御電源をバックアップするインバーターのオプション

(5) 換気ファン（オリエンタルモーター製ＭＵ１２３８Ｌ－１１Ｂまたは同等品）6 台
単相 100V、60Hz、0.1A、7.5W

3. 特許及び知的財産

(1) 本件において、既設舞台機構製作・施工者の所有する特許及び制御プログラム等の知的財産の開示が必要である場合は、その所有者の承諾を得ること、及びそれに係る費用については請負者の負担とする。

(2) 本件において、特許及び制御プログラム等の知的財産の使用が必要である場合は、その所有者の承諾を得ること、及びそれに係る費用については請負者の負担とする。

(3) 本件において、既設舞台機構製作・施工者の所有する特許及び制御プログラム等の知的財産にあたる部分の変更・修正・更新が必要である場合は、その所有者の承諾・指導を受けること、及びそれに係る費用については請負者の負担とする。

4. 技術的要件

(1) 1 及び 2 に示した機器について熟知している者が作業にあたること。

(2) ＩＮＶの更新においては、専門知識を有する人員で作業にあたること。

(3) 更新後、作動確認、設定、調整を行うこと。

(4) 過去 10 年間に同様な工事を請け負った経験があること。

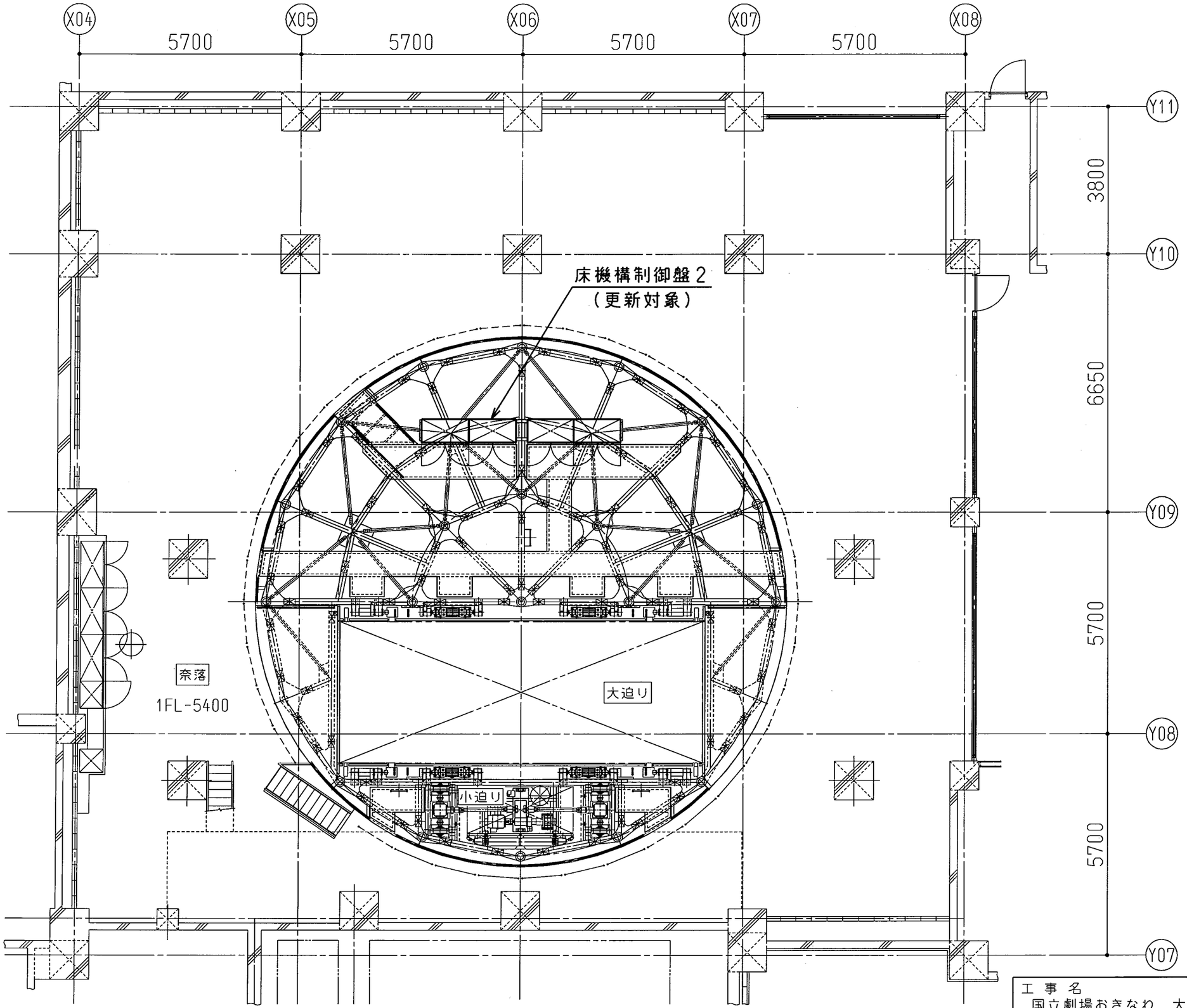

工事名 国立劇場おきなわ　大劇場 床機構ＩＮＶ・制御電源装置更新工事	日付 '12.08.10
図面名 B1階平面図	縮尺 1/100

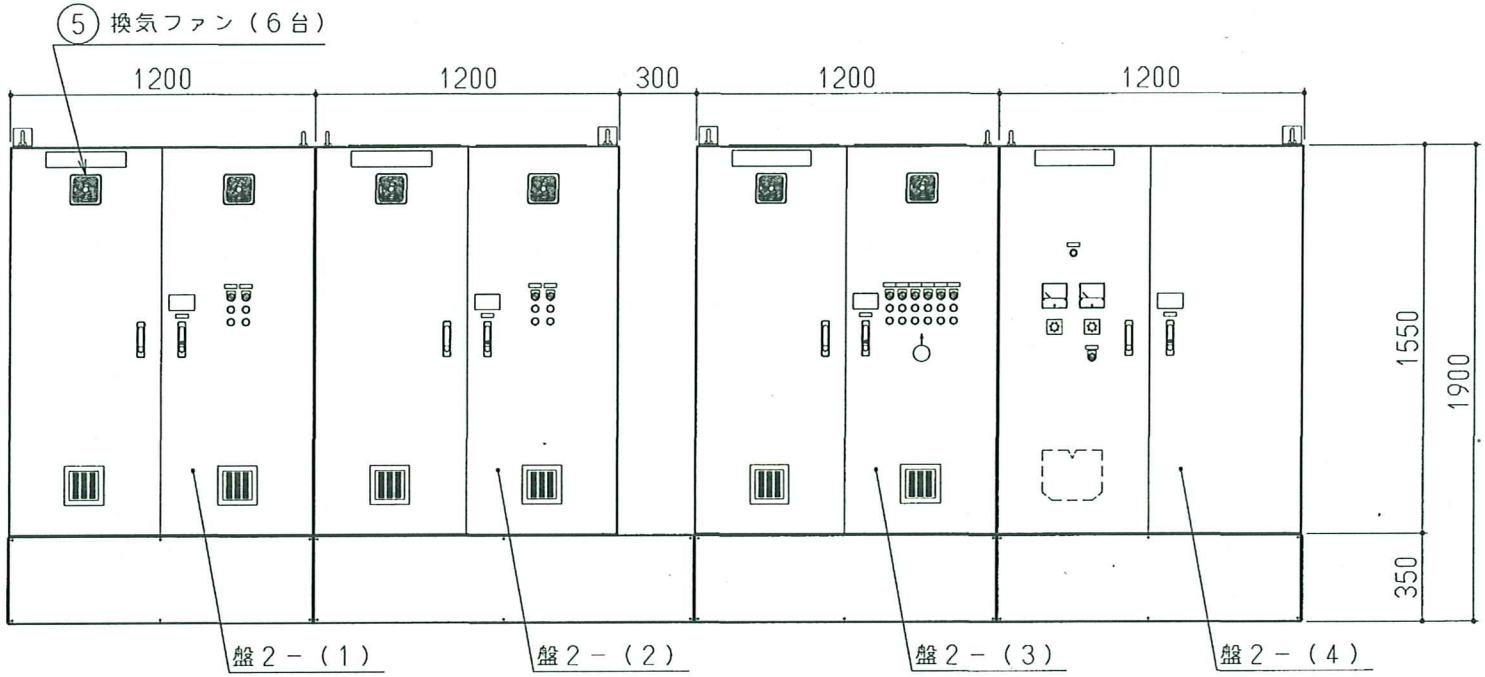

床機構制御盤２　外形図

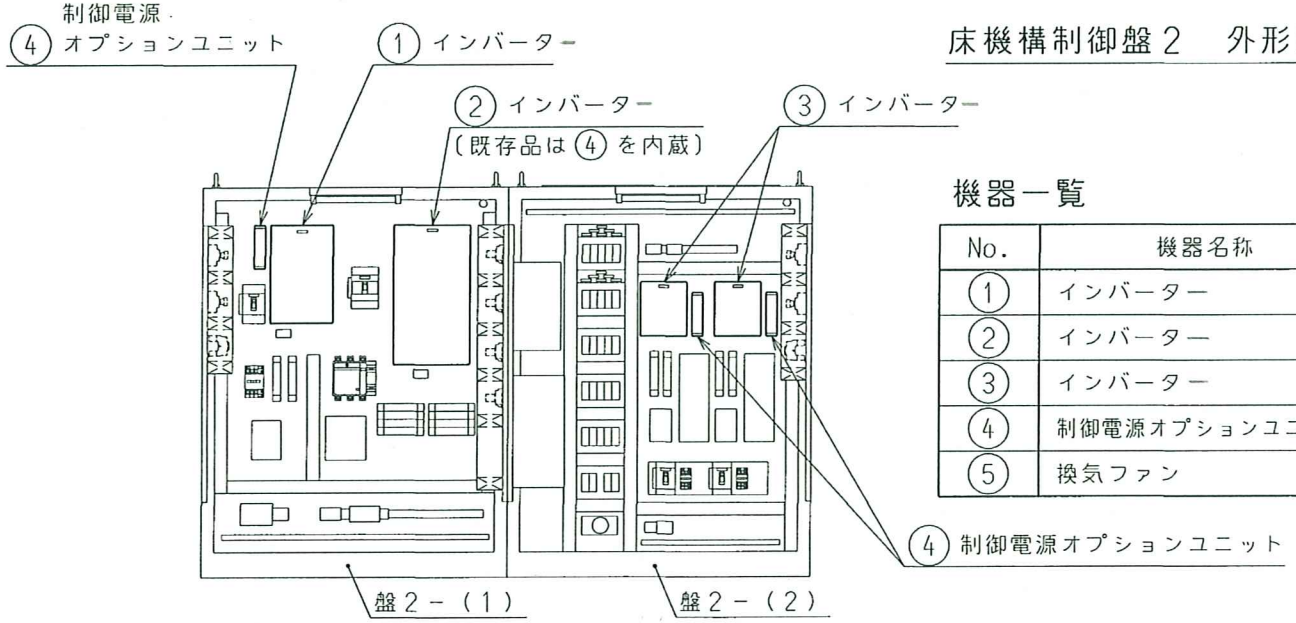

床機構制御盤２　内部配置図

機器一覧

No.	機器名称	型　式	メーカー	員数
①	インバーター	GVFAS1-2110PM-K	カヤバ（東芝）	1
②	インバーター	GVFAS1-2300PM-K	カヤバ（東芝）	1
③	インバーター	GVFAS1-2037PL-K	カヤバ（東芝）	2
④	制御電源オプションユニット	CPS002Z	東芝	4
⑤	換気ファン	MU1238L-11B	オリエンタルモーター	6

工事名 国立劇場おきなわ　大劇場 床機構ＩＮＶ・制御電源装置更新工事	日付 '12.08.10
図面名 床機構制御盤２詳細図	縮尺 1/20

機器外形図

① インバーター

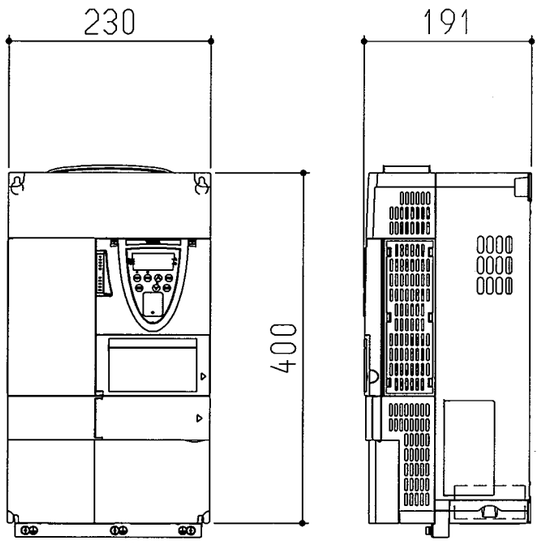

型式　GVFAS1-2110PM-K

② インバーター

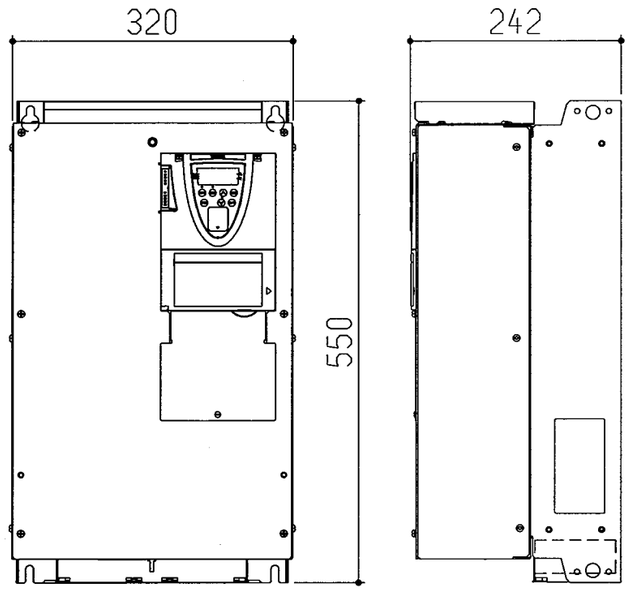

型式　GVFAS1-2300PM-K

③ インバーター

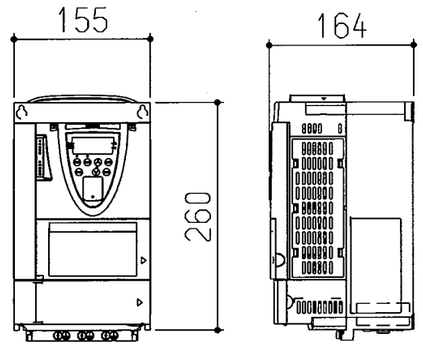

型式　GVFAS1-2037PL-K

④ 制御電源オプションユニット

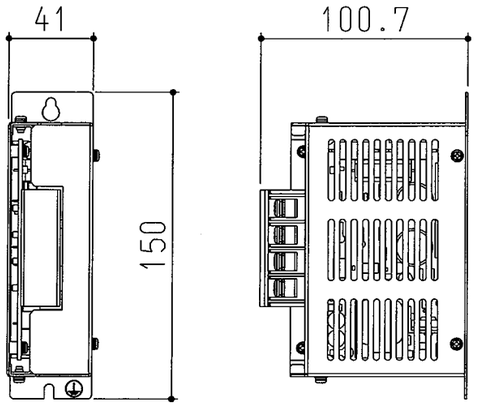

型式　CPS002Z

⑤ 換気ファン

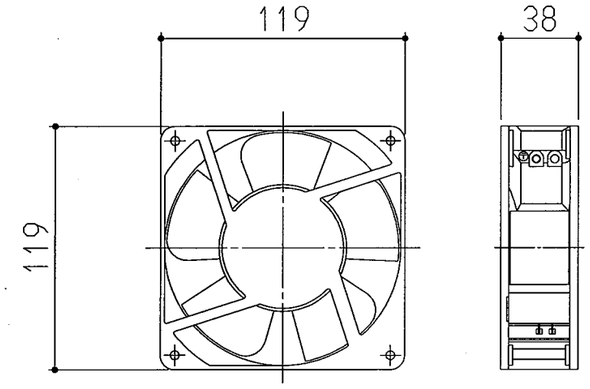

型式　MU1238L-11B

工事名 国立劇場おきなわ　大劇場 床機構ＩＮＶ・制御電源装置更新工事	日付 '12.08.10
図面名 機器一覧表	縮尺 ―――

〈床機構制御盤1より〉

3φ 3W AC200V 60Hz 70kVA

機器用 ED　信号用 EC　INV用 ED

EF　WL

MCCB 225AF/225AT

AS　A

CT　EF　VS　V

MC

床機構制御盤2

インバーター、制御電源オプションユニット〔更新対象〕

インバーター、制御電源オプションユニット〔更新対象〕

インバーター、制御電源オプションユニット〔更新対象〕

小迫り

小迫り落下防止ネット（2式）

小迫りロック装置

大迫り

大迫り落下防止ネット（跳ね上げ）（2式）

大迫り落下防止ネット（スライド）（2式）

大迫りロック装置

MCCB 100AF/100AT　MC　CP　SR　B　RNF1　RNF2　DBR　INV　RNF1

MMCB　S　H　B

MMCB　L　R

MCCB 225AF/200AT　MC　CP　SR　B　RNF1　RNF2　DBR　INV　RNF1

MCCB 225AF/175AT　MC　CP　SR　B　RNF1　RNF2　DBR　INV　RNF1

MMCB　S　H　B

MMCB　L　R

RF

M 11kW　MB

M 0.4kW　MB

M 0.75kW　MB

M 30kW　MB

M 3.7kW　MB

M 0.4kW　MB

M 1.5kW　MB

上限FLS
上限LS
位置検出器 RE
下限LS
下限FLS
ネット作動位置LS

セット限LS
格納限LS

ロック限LS
解除限LS

上限FLS
上限LS
位置検出器 RE
下限LS
下限FLS
ネット作動位置LS

セット限LS
セット減速LS
格納減速LS
格納限LS

セット限LS
格納限LS

ロック限LS
解除限LS

MCCB 50AF/20AT　T 200V/100V　ELCB 50AF/20AT

換気ファン〔更新対象〕

MCCB 30AF/10AT　MCCB 30AF/10AT　MCCB 30AF/10AT

MC　MCCB 30AF/5AT　FAN

NF　NF　FL

DC

制御回路　PLC

〈床機構制御盤1〉

小迫り安全確認箱

大迫り安全確認箱（×2）

挟まれ検出器〔×1カ所〕　投光器　受光器

挟まれ検出器〔×2カ所〕　投光器　受光器

工事名 国立劇場おきなわ　大劇場 床機構ＩＮＶ・制御電源装置更新工事	日付 '12.08.10
図面名 単線結線図	縮尺 ―――

現　場　説　明　書

工事名称　　国立劇場おきなわ大劇場床機構
　　インバーター・制御電源装置更新工事

独立行政法人日本芸術文化振興会　新国立劇場・おきなわ部				
部長	課長	課長補佐	係　長	係　員

1　工 事 名 称　　国立劇場おきなわ大劇場床機構インバーター・制御電源装置更新工事

2　工 事 場 所　　沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号 （国立劇場おきなわ構内）

3　完 成 期 限　　平成　25　年　3　月　1　日（金曜日）

4　一般事項

現場説明書の適用方法

（1）・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

（2）文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

（3）―印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5　施工に関する事項

（1）~~工事用地~~

~~範囲は別図１及び２のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする~~。

（2）仮設物の設置等

①　仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

②　障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③　~~仮囲い等~~

~~仮囲い等を設けるときは、別図A-03～A-05の位置に、図示の種類によること。~~

④　監督職員事務所

・　設ける　（　　号）　　⊙　設けない

号	1	2	3	4	5	6
規　模（㎡）	１０内外	２０内外	３５内外	６５内外	１００内外	

⑤　仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥　その他

本工事施工に当たっては、工程、及び安全対策について十分注意の上、災害・事故等の防止に努めること。

また、構内の道路、側溝、地下埋設物、既設建物及び既設建物内の設備等を汚損もしくは、損傷した場合は、速やかに監督職員と協議し、これを現状に復するものとする。

（3）工事用電力等

① ~~工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。~~

② 工事用電力
・ 必要により電力会社と協議の上構外より引き込む。 ⊙ 構内より分岐できる。

③ 工事用電話
・ 必要により構外より引き込む。 ⊙ 携帯電話にて対応する。

④ 工事用給水
・ 構外より引き込む。 ⊙ 構内より分岐できる。
・ さく井する。

⑤ 工事用電話の引き込み位置、工事用電力、給水の分岐位置、工事用排水位置は監督職員の指示による。

⑥ 工事に際して、構内の上水道、下水道施設及び電力施設を使用するときは「上（下）水道用願」、「電力使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦ その他 ……

（4）工事写真等

① 工事写真等
工事写真等は、文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
工事写真	サービス判	カラー	2
完成写真	キャビネ判	カラー	2

※完成写真はファイルし、表紙に工事名称、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② ~~その他~~
~~設計図（A１二つ折り）製本３部、縮小図（A３二つ折り）製本３部、縮小原図（A３）３部を提出すること。~~

（5）~~その他~~
~~鍵は、各組（一組は同一鍵 3 本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。~~

6 契約に関する事項
（1）工事請負契約基準の運用
① 工事請負契約基準第３の規定による、
工事費内訳明細書 ・ 提出する。 ⊙ 提出しない。

工　　程　　表　⊙　提出する。　　・　提出しない。

~~②工事請負契約基準基準第２５第１項の規定により請負代金額の変更を請求する請求する場合は，発注者又は受注者から請求のあった日から起算して，残工事の工期が２月以上ある場合とする。~~

~~③工事請負契約基準第２５第２項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において，工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④　工事請負契約基準第２９第４項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤　天災、その他不可抗力による１回の損害合計額が前項にいう請負代金額の１０００分の５の額（この額が２０万円を超えるときは２０万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

（２）~~入札の保証について~~
略

（３）~~契約の保証について~~
略

（４）請負代金債権の債権譲渡
この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証又は地域建設業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

（５）下請契約の締結
受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和５２年４月２６日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令棟遵守ガイドライン（改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成２０年９月国土交通省総合政策局建設業課）により適切な取引をすること。

（６）建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成３年２月５日付け建設省経構発第２号の３建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

（７）監督職員の権限
文部科学省が定める工事請負契約基準第９第２項第１号から第３号に示す範囲とする。

（８）請負代金の支払
請負代金は、総務企画部経理課から前金払いを含めて２回以内に支払うものとする。

（９）請負代金の前払い
公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「１０分の４」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後，公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し，当該保証証書を添えて工事請負代金額の「１０分の２」以内の額の中間前金払を請求することが出来る。~~

（１０）瑕疵担保
① 工事請負契約基準第３９第２項ただし書に規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基

礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材、（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

② 工事請負契約基準第３９第２項ただし書に規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア　建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ　雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

（１１）工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の１０００分の５の額(この額が２０万円を超えるときは２０万円)未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア　同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区請負者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ　水災危険担保特約を付帯すること。

ウ　次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、１名につき１億円以上かつ１事故につき１０億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は，１事故につき１億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア　ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものではない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ　~~建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ　受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ　工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

7　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）日本芸術文化振興会が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（3）発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8　そ　の　他

（1）~~工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録~~
~~この工事の受注者は，工事契約内容及び施工内容について契約締結後１０日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から１０日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後１０日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建築情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）へ登録すること~~。

（2）公共事業労務費調査への協力
毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第１０８条による賃金台帳を整備しておくこと。
なお，賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

（3）~~建設業退職金共済制度について~~
~~建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。~~
~~また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること~~。

（4）~~工事成績評定について~~
~~この工事は，文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成２０年１月１７日付け１９文科施第３７０号）による工事成績評定の対象工事である。~~

（5）ワンデーレスポンスの実施について
この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
①　ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的「その日 のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
②　発注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
③　発注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

（6）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

（７）現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について

①　工事請負契約基準第１０第３項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ　工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ　工事現場において作業等が行われていない期間。

②　工事請負契約基準第１０条第３項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③　その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

（８）~~特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成２１年３月３１日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の１０分の３以上とし、前払金の割合については、請負代金額の１０分の２以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

（９）工事内容に関わる質疑回答

①提出期間：平成24年　月　日（　）から平成24年　月　日（　）　時までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の　　時から　　時まで。

②提 出 先：日本芸術文化振興会新国立劇場・おきなわ部管理課へ提出する。

③提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
（ＦＡＸ可。その場合は、後に本紙を提出すること。ＦＡＸ　03-3265-7555）

④回 答 書：質問内容及び回答内容はホームページ上に公開する。
日本芸術文化振興会ホームページ
http://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement.html
期間：質問受領後間もなくから平成24年　月　日（　）まで。